

平成28年度 混信及び不法無線局等に対する措置状況

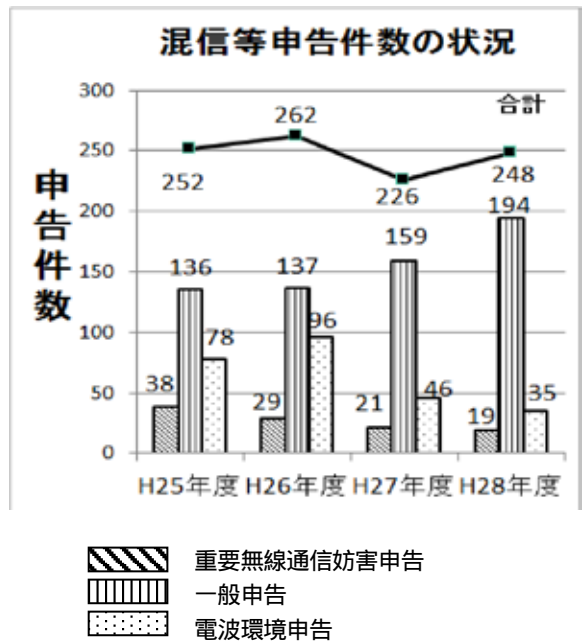
<無線局への混信妨害、電波環境に関する申告の状況>

平成28年度の申告受付総件数は248件で、昨年度と比べ11%増加しています。

携帯電話、海上関係、航空関係、消防・救急等の重要無線通信に対する混信妨害に関する申告は19件受理していますが、近年は減少傾向にあります。

一方、各種業務用無線局、アマチュア無線局などへの混信妨害やこれらの無線局の適切な運用を求める申告(一般申告)は194件受理しており、増加の傾向にあります。

また、電話機、音響機器などへの障害に関する申告(電波環境申告)は35件受理しており、電波の人体に与える影響に関する相談も寄せられています。



1 電波監視による対応状況

(1) アマチュア無線局の違反に対する対応

大型車両に設置されたアマチュア無線局の運用に対する申告が増加しています。電波監視でルールを守らない運用を確認した場合、直ちに「規正用無線局」を用いて適正な運用を促す「電波の規正」を行っています。

このような規正に応じずに違反を継続するなど悪質な場合は、違反行為者に対する調査を行った上で、無線局の運用停止などの厳しい行政処分を行う場合もあります。

電波規正用無線局：ルールを守らないで運用している者に対し、通信を行っている周波数で直接呼びかけ、違反運用をやめるよう指導する無線局

措置の内訳	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
規正用無線局による規正回数	963回	503回	264回	591回
指導・行政処分の件数	141件 212局	113件 174局	15件 27局	26件 55局

主な違反の例

- ・レピータ(中継局)人工衛星を用いて通信しなければならない電波にもかかわらず、それらの設備を介せずに直接通信を行ったもの。また、定められている電波型式によらない通信を行ったもの。(使用区別違反)
- ・コールサインを送出しないで長時間通信を行ったもの。(アマチュア無線局は10分毎にコールサイン(呼出符号)を送出することと定められています。)

(2) 業務用無線(各種業務、簡易無線)の違反に対する対応

電波監視で法令違反が確認された場合には、発射源を探查し運用者を特定します。違反者には調査を行った上で指導や無線局の運用停止などの行政処分を課しています。

措置の内訳	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指導・行政処分の件数	17件 97局	14件 25局	2件 6局	3件 49局

主な違反の例

- ・無線局の免許の有効期限が満了した後も無線局を運用。(失効)
- ・無線局の免許を受けずに、無線局を運用。

2 捜査機関との共同取締り

北海道総合通信局では、不法無線局対策として電波監視による探査に加えて、北海道警察や第一管区海上保安本部などの捜査機関と共同で、路上や港湾等において取締りを実施しています。

取締り状況の内訳は表のとおりです。

内 訳	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
摘 発	35名 38局	39名 41局	40名 42局	16名 16局
行政指導	75名 75局	85名 85局	73名 73局	21名 21局

3 重要無線通信妨害及び不法無線局への対策

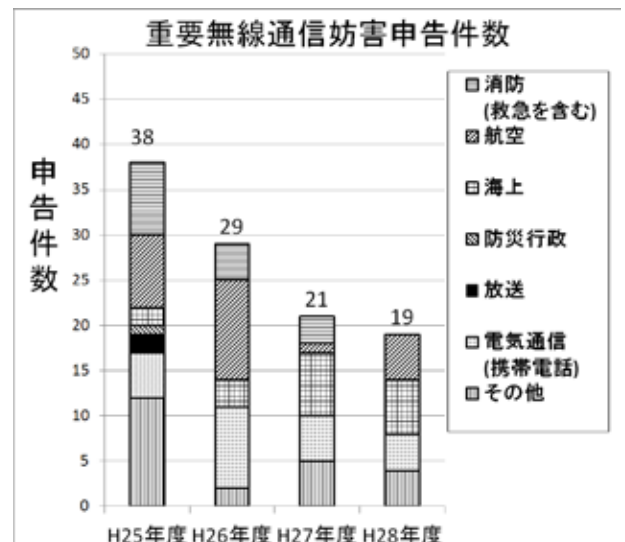
(1) 重要無線通信妨害への迅速な対応

平成28年度は、19件の重要無線通信に対する混信妨害の申告がありました。うち9件は妨害源を特定し原因を排除しています。自らの無線設備が妨害の原因となっていたケースもあり、自己設備の点検に努めるよう指導しています。

また、妨害電波が自然消滅した2件については、一定期間継続して調査を行い問題ないことを確認した上で調査を終了しています。

なお、重要無線通信妨害ではありません

が、海上保安庁から電波の発射源を測位して欲しいという依頼に8件対応しています。



【年度】

対応結果		申告項目	H25	H26	H27	H28
対応結果	妨害源特定	9件	8	4	3	0
	自然消滅	2件	8	11	1	5
	確認依頼	8件	2	3	7	6
	調査継続	0件	1	0	0	0
	合 計	19件	2	0	0	0
			放送	2	0	0
		電気通信(携帯電話)	5	9	5	4
		その他	12	2	5	4
		合 計	38	29	21	19

(2) 外国規格無線機の使用に対する対応

北海道では、日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機を、観光等で来道する外国人が持ち込んで連絡手段として使用しているケースが見られます。また、日本人がインターネット通販などで外国規格の無線機を購入し、業務通信や私的な通信に使用する事例も増えています。

表に記載したとおり、外国規格無線機の使用が数多く確認されていることから、今後も周知活動に取り組んでいきます。

また、電波監視により使用者が特定された場合には、面談による調査を行うほか、外国規格の無線機を日本国内で使用しないよう文書による注意を行っています。

【外国規格無線機の指導状況】

指 導 内 訳	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
外国規格無線機	5 件	16 局	7 件	22 局	28 件	116 局	10 件	48 局
(内訳)法人(国内)	2 社	8 局	1 社	6 局	9 社	38 局	5 社	38 局
個人(日本人)	3 名	8 局	6 名	16 局	19 名	78 局	5 名	10 局
個人(外国人)	0 名	0 局	0 名	0 局	0 名	0 局	0 名	0 局
その他(国内・任意団体)	0 団体	0 局	0 団体	0 局	0 団体	0 局	0 団体	0 局

(3) 重要無線通信妨害の未然防止

昨今、家庭やオフィスなどで様々な電子機器が使用されていることから、重要無線通信に対する妨害は、無線設備の誤操作や設備不良等だけではなく、電子機器からの漏洩電波や電気雑音などが原因となる事例が増加しています。

北海道総合通信局では、重要無線通信妨害の原因につながるおそれのある不要電波の調査を行い、発射源を特定して未然に排除することに努めています。